

新潟市子ども条例に係る周知・啓発状況

新潟市子ども条例について、権利の主体である子どもたちのほか、幅広い市民に周知するため、様々な取組を実施（又は予定）しています。

【年間計画（第1回推進委員会資料抜粋）】

| ●令和5年度子ども条例に基づく取組(実績及び予定) | | 資料3-2 | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---|---------------------|---|---|----|----|--------------------|-----|-----|----|---------------|----|
| R6(2024)年 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 1発達段階に応じた啓発資料の作成と展開 | | | | | パンフレット 7/20(木) 市内小学校、中学校に電子データ送付※啓発動画の視聴依頼を含む 9/4～新小学校1年生、中学校1年生に冊子配布 | | | | | | | | |
| 2周知・啓発キャンペーンの実施 | | 新潟市子どもの権利週間 4/24-5/10 懸垂幕の設置 GW期間アイスアリーナにおけるパンフレット、ポケットティッシュ配布 関連イベントの実施 | | | | | | | | | | | |
| 3多様な情報発信ツールを活用した周知・啓発 | | 5/5(金)親子子ども創造センター 参加人数約1,000名・285組 ほのわちゃん塗り絵の展示118枚 条例周知用パネル展示、パンフレット配布他 | | | 11/11(土)イオンモール新潟南 条例周知用パネル展示、パンフレットノベルティ配布他 条例に関する体験イベントの実施 育児相談、子どもの事故防止展示 児童虐待防止推進月間の周知(予定) | | | | | | | | |
| 4子どもと関わる職員等の研修を通じた理解の促進 | | 4/6(木)白根小学校CAP | 5/16(火)民生委員・児童委員連合会 | 7/6(木)放課後児童クラブ 第1回ネットワーク情報交換会 7月中旬 保育施設、小・中学校職員等への周知・取組事例紹介 | | | | 10/27(予定)主任児童委員研修会 | | | | 1月(予定)主任保育士研修 | |
| 5妊産婦からの継続した学びの機会の | | | | | | | | | | | | | |
| 6学校や地域活動における子どもとおとなへの周知 | | | | | | | | | | | | | |
| 7情報が届きにくい子どもへの配慮 | | | | | | | | | | | | | |
| 8事業者への周知・啓発 | | | | | | | | | | | | | |

【実施結果（令和5年5月から10月）】

項目1 発達段階に応じた周知・啓発

- 令和5年度時点の内容に修正し、7月19日に教育委員会を通じてパンフレットデータを各校に送付し、児童・生徒、先生への周知を依頼。
9月4日の週には、小・中学校1年生に対してパンフレットを配布。
昨年度作成した啓発動画の活用を改めて依頼。



小学生向け

中・高校生向け



啓発動画

項目2 周知・啓発キャンペーンの実施

- 5月5日から11日の「新潟市子どもの権利週間」に合わせて、イベントを開催。関連イベントでも周知を図った。

【新潟市こども創造センター】

5月5日（金・祝）約1,000名参加
ほのわちゃん塗り絵の実施、風船配布、アサヒ飲料様提供飲料の配布、関連イベントの実施



こども創造センターにおけるイベントの様子

【MGC 三菱ガス化学アイスアリーナ】

GW 期間及び10月
来場者に対して、おとな向けパンフレットや啓発用ポケットティッシュを配布

【保育園やこども園など】

ほのわちゃん塗り絵の実施



こども園等におけるほのわちゃん塗り絵実施の様子

- 市役所本庁舎において懸垂幕を掲出
- 市役所本庁舎内において、毎週月曜・水曜・金曜日にアナウンスを行い、来庁者及び職員に向けて周知を図った。

- 11月のイベントに向けて啓発用ノベルティグッズの制作

⇒カラーペンシル・風船・絆創膏

- 10月1日（日）BSN キッズフェスティバル 2023 in 万代シティにおけるパンフレット及び風船の配布



BSN キッズフェスティバル出店ブースの様子

- アサヒ飲料(株)の協力のもと、市内のスーパーやドラッグストアなどで販売する、十六茶などの商品2万本に対して条例のPRを配した首掛けPOPを設置

（第一弾）10月10日から20日予定

（第二弾）11月13日から22日予定



首掛けPOPのデザイン

項目3 多様な情報発信ツールを活用した周知啓発

- 4月より市政情報モニターで放映
- 子ども権利週間に合わせてイベント情報の他条例の紹介をにいがた子育て応援アプリ及び新潟市LINE公式アカウントで配信
- 10月8日新潟シティマラソンこども向け提供品として啓発用ポケットティッシュ配付
- 10月11日リトル・ママフェスタ来場者約900組へのパンフレット配布
- 市報10月15日号への掲載
- 教育委員会発行の「にいがた共育通信」115号への掲載
- 新潟日報フリーペーパーassh10月26日号へ掲載

11月は「子どもの権利月間」「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間」

子どもに優しいまちを目指して

子ども広報課 (☎025-226-1193)

子ども子育てキャッチフレーズを決定

市内の小学6年生からキャッチフレーズを募集し、子どもたちによる選定や投票を行った結果、大野小学校6年白川日向さんが考えた「はばたけ！未来を支える子どもの笑顔」に決定しました。

虐待かもと思ったら

「あの親子、大丈夫かな」と思ったときは、ためらわずに児童相談所虐待ダイヤル☎189(いちばやく)や、児童・子育てほっとステーション(区役所健康福祉課)へ連絡してください。 **秘密厳守 匿名可能**

知っていますか？新潟市子ども条例

市では、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現を目的とした「新潟市子ども条例」を施行しています。

将来は全ての子どもに大切な権利があり、この権利を守るための大人の責務を定めています。

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

市役所や各区役所に児童虐待防止活動の象徴であるオレンジリボンを掲示し、児童虐待の防止を呼びかけます。

子どもの5つの権利

- 安心して生きる権利
- 身近な大人に思いや願いを受け止めてもらえる権利
- 自分らしく生きる権利
- 豊かに生き、育つ権利
- 社会に参加する権利

子ども・子育て関連イベント

■イオンモール新潟南(江崎区下野高野)
子ども美術展イベント 無料観覧。子どもの夢を描いた絵画、着ぐるみ人形の遊戯体験、ほか。11月11日(土)10時～16時
☎無料 ☎子ども広報課(☎025-226-1193)

■子ども創造センター(中央区西五反田)
☎無料 ☎センター(☎025-281-3715)
オレンジリボンアクションフリーデー開催
11月3日(日)～30日(水)9時～16時半
積み木遊び 11月12日(日)10時～12時
ダイナミックお絵描き 11月12日(日)14時～15時

市報10月15日号

学ぼう！！

新潟市子ども条例

2022年4月1日に施行された「新潟市子ども条例」。全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすために、子どもにとって大切な権利を保障し、それを守るためのおとなの責務を明らかに示している。

新潟市ではこんな取り組みを行っています

子どもの意見を取り入れ、子どもの意見を大切にします。

子ども条例を全ての子育てに関わる政策が計画の根幹として、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすよう取り組んでいます。

子ども条例を、より多くの市民が重要意義に伝えるため、広範囲に取り組みしています。

いっしょに学ぼうのおとなが連携・協力して子どものために動きます。

全ての子どもが豊かであるために子どもたちの権利をおとなも知ろう

新潟市子ども条例の中で、子どもにとって大切な権利として挙げられているのが、**安心して生きる権利** **豊かに生き、育つ権利** **自分らしく生きる権利** **身近な大人に思いや願いを受け止めてもらえる権利** **社会に参加する権利**、この5項目です。

これらの子どもの権利を守るため、新潟市では子どもたち自身にも「自分が持っている権利」を理解してもらう活動を行っているほか、親、そして子どもの周りにおとなが連携・協力して子どもを支えることの大切さを伝えている。広く知ってもらうため、小学生向け、中高校生向け、おとな向けの3種類のパンフレットが制作・配布されているので、ぜひ手に取って、それぞれが自分の立場で内容を理解しておこう。

にいがた子どもサミット開催しました！

11月の子ども権利の大切さを伝えるために、学校や学童で子どもたちが集まる

テーマは「新潟市子ども条例」自分事として権利について考えた

毎年、新潟市内の小中学生が参加して開催されている「にいがた子どもサミット」。第14回となる今年度は、「新潟市子ども条例」をテーマに話し合いが行われた。

市内33校の小・中・高生254人がオンラインで参加。5～6校ずつ39グループに分かれ、コーディネーターの先生のリードで子どもの5つの権利について話し、それぞれが特に大切にしたい権利を発表した後、その権利を大切にするために、自分たちの学校や学童で、どのような取り組みができるかを発表し合った。

今回の子どもサミットの狙いは、何かを決定するのではなく、子どもたちが新潟市子ども条例を身近に感じ、学校に持ち帰ったあと、自分たちで施策を立案した活動ができるようになること。最後の感想を述べたあう時期には「いろいろな意見が聞けてよかった」「参考にしたい」といった学校にしたいかと思いましたが、変わった声はなかった。

オンラインで他校の児童と交流、児童会活動の様子や学校の取り組みなど活発な意見が飛び交った。

学校で取り組む活動や取り組みについて話し合いました。

子どもたちが、自分たちの学校や学童で、どのような取り組みができるかを発表し合った。

assh10月26日号

項目4 子どもと関わる職員等への研修を通じた理解の促進

- 7月6日 令和5年度放課後児童クラブ 第1回ネットワーク情報交換会
おとな向けパンフレット及び概要版パンフレットを使用し、放課後児童クラブ支援員に対して本条例について説明を行った。
- 8月23日 山の下中学校区小中一貫教育事業 人権教育・同和教育の研修
山の下中学校区の3校で合同開催された研修への派遣依頼を受け、本条例の制定にかかる説明及び学校教育での活用について説明を行った。
- 9月4日 新潟市小学校長会広報部の取材
市立小学校長会広報「おしえ」222号の「訪問記」に掲載するため、子ども条例の制定に係る経緯、現状、今後の展開の見通し、学校との連携等について取材を受けた。
- 10月11日 令和5年度市立保育施設長研修会
市立保育施設長等約90名が参加し、フリー・ザ・チルドレン・ジャパンの中島さんを講師に、「子どもの人権を保育に活かすために」をテーマとして子どもの権利条約などを取り上げ、子どもの権利について研修が行われた。研修に先立ち、こども政策課から本条例について説明を行った。
- 10月24日 令和5年度主任児童委員研修会
新潟市の主任児童委員及び地区民生委員児童委員協議会長が参加する研修会において、こども政策課から本条例の取組にかかる説明を行い、フリー・ザ・チルドレン・ジャパンの中島さんから「子どもが声を上げられ、その声が聴かれる地域づくりとは」について講演が行われた。

【今後の予定（令和5年11月以降）】

項目1 発達段階に応じた周知・啓発

- 11月 保育園やこども園などに昨年度作成した子ども向け啓発動画の活用を依頼
- 11月 小学校及び中学校に必要な応じてパンフレットを追加送付し、授業などにおける活用を依頼

項目2 周知・啓発キャンペーンの実施

子どもの権利月間に合わせた取組

- 11月 SNS 広告の実施
- 11月9日（木） assh 掲載
- 11月11日（土） 子ども条例啓発イベント in イオンモール新潟南店
午前10時から午後4時まで1階マリコート脇において以下の取組を実施
取組内容：パンフレット・風船の配布、育児相談、子ども条例ストラックアウトなど
- 11月18日（土） 万代シティにおけるパンフレット配布
- 11月 子ども創造センター開催の関連イベントにおけるパンフレット配布

項目3 多様な情報発信ツールを活用した周知啓発

- 11月 子ども権利月間に合わせてイベント情報のほか条例の紹介をにいがた子育て応援アプリ及び新潟市LINE公式アカウントで配信
- 11月 新潟商工会議所会報誌への掲載
- 12月 assh12月14日号掲載、新潟市子ども条例アンケートの実施
- 令和6年1月 YouTube用動画制作及び動画広告の展開